

季節性インフルエンザの予防接種

インフルエンザ予防接種を実施します。※60歳～64歳の季節性インフルエンザ予防接種費用の助成事業は令和5年度で終了しました。

【接種期間】10月1日(火)～令和7年1月31日(金) (医療機関の診療時間内)

(1) 定期接種

対象者	・接種時に笠松町に住民登録のある65歳以上の方(年齢の基準は接種日現在) ・60歳から64歳までの方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当(個別等級1級)の方)	
接種医療機関	羽島郡内の指定医療機関	岐阜県内広域化予防接種協力医療機関
自己負担額	1,500円 ※岐阜県広域化予防接種協力医療機関での接種も必ず自己負担金はお支払いください。	
接種方法	①指定医療機関へ予約 ②指定医療機関に設置する「予診票」を記入 ③自己負担金を支払う	①接種医療機関へ予約 ②役場健康介護課窓口・福祉健康センター・総合交流センターに設置してある「予診票」を持参 ③自己負担金を支払う
持ち物	本人確認書類(マイナンバーカードなど)	予診票・本人確認書類(マイナンバーカードなど)

※県外の医療機関などで接種を希望される場合は、事前に役場または福祉健康センターで申請が必要です。接種を希望する医療機関が分かるものをお持ちのうえ手続きをお願いします。この場合、接種時に接種費用を全額医療機関に支払った後、役場で接種費用の払い戻しの手続きを経て、銀行口座に接種費用(上限有)をお返します。

(2) 任意接種(1歳から中学生)

対象者 助成金額	接種時に笠松町に住民登録のある、1歳から中学3年生の方 助成金額:1回1,000円(1人2回まで)の助成	
接種医療機関	羽島郡内の指定医療機関	左記以外の医療機関
接種方法・ 接種料の 支払い	①指定医療機関へ予約 本人確認書類(マイナンバーカード等)を持参し接種 ②指定医療機関に設置してある「インフルエンザ予防接種に関する助成申請書」を記入 ③接種料の支払い:医療機関が設定する接種料から助成金額(1回1,000円)を差し引いた額を医療機関に支払う	①接種費用の全額を医療機関で支払う ②領収書・通帳を持参し、役場健康介護課窓口・福祉健康センター・総合交流センターにて「インフルエンザ予防接種に関する助成申請書」を記入し申請(申請期限:2月14日(金)まで) ※申請は開庁時間内をお願いします ③助成金を申請された方の名義の口座に振込み

新型コロナワクチン予防接種

新型コロナワクチン予防接種を実施します。

医療機関によって扱うワクチンの種類が異なりますので事前に予約の際、ご確認ください。

【接種期間】10月1日(火)～令和7年3月31日(月) (医療機関の診療時間内)

対象者	・接種時に笠松町に住民登録のある65歳以上の方(年齢の基準は接種日現在) ・60歳から64歳までの方で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当(個別等級1級)の方)	
接種医療機関	羽島郡内の指定医療機関	岐阜県内広域化予防接種協力医療機関
自己負担額	2,100円 ※岐阜県広域化予防接種協力医療機関での接種も必ず自己負担金はお支払いください。	
接種方法	①指定医療機関へ予約 ②指定医療機関に設置する「予診票」を記入 ③自己負担金を支払う	①接種医療機関へ予約 ②役場健康介護課窓口・福祉健康センター・総合交流センターに設置してある「予診票」を持参 ③自己負担金を支払う
持ち物	本人確認書類(マイナンバーカードなど)	予診票・本人確認書類(マイナンバーカードなど)

※県外の医療機関などで接種を希望される場合は、事前に役場または福祉健康センターで申請が必要です。接種を希望する医療機関が分かるものをお持ちのうえ手続きをお願いします。この場合、接種時に接種費用を全額医療機関に支払った後、役場で接種費用の払い戻しの手続きを経て、銀行口座に接種費用(上限有)をお返します。